

十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきその権限に属する事項

### （都道府県の航空消防隊）

第三十条 前条に規定するもののほか、都道府県は、そ  
の区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、  
当該市町村の消防を支援することができる。

二 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく  
市町村の消防の支援に応じて協定することができる。

三 都道府県知事は、第一項の規定に基づく市町村の消  
防の支援のため、都道府県の規則で定めるところによ  
り、航空消防隊を設けるものとする。

## 第四章 市町村の消防の広域化

### （市町村の消防の広域化）

第三十一条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が  
消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において  
同じ。）を共同して処理することと/orは市町村  
が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下  
この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立  
を図ることを旨として、行われなければならない。  
（基本指針）

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広  
域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行わ  
れた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円  
滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次  
条第一項において「基本指針」という。）を定めるもの  
とする。

二 基本指針においては、次に掲げる事項について定め  
るものとする。

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

二 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

三 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

四 広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」  
と/orは「組合せ」という。）の組合せ

五 広域化の対象となる市町村の消防の広  
域化を推進するために必要な措置に関する事項

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保  
に関する事項

七 市町村の消防の広域化に関する協議の推進に  
關する事項

八 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

九 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

十 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

十一 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

十二 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

十三 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

十四 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

十五 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

十六 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

十七 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

十八 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

十九 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

二十 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

二十一 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

二十二 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

二十三 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

二十四 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

二十五 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

二十六 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

二十七 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

二十八 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

二十九 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

三十 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

三十一 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

三十二 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

三十三 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

三十四 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

三十五 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

三十六 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

三十七 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

三十八 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

三十九 市町村の消防の広域化の推進に関する基  
本的な事項

一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基  
本方針

二 消防本部の位置及び名称

三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保  
に関する事項

四 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成する  
ため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第  
二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける  
場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二  
条の三第二項の規定にかかるわらず、規約の定めるとこ  
ろにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験有  
する者を当該協議会の会長又は委員として加えること  
ができる。

五 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

六 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

七 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

八 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

九 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

十 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

十一 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

十二 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

十三 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

十四 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

十五 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

十六 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

十七 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

十八 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

十九 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

二十 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

二十一 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

二十二 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

二十三 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

二十四 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

二十五 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

二十六 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

二十七 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

二十八 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

二十九 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

三十 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

三十一 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

三十二 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

三十三 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

三十四 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

三十五 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

三十六 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

三十七 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

三十八 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。

三十九 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合  
せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい  
て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成  
するための必要な援助を行うものとする。